

韮崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年12月25日

令和2年12月25日改定

韮崎市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市においては、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

本市の農地は地形的に、茅ヶ岳山麓地区・中央平坦地区・釜無川右岸地区に区分されている。

茅ヶ岳山麓地区は、茅ヶ岳山麓の西向傾斜地帯に農地が存在し、ぶどう、りんご、おうとう等の樹園地として利用されており果樹産地を形成している、また、水田については多くが山間部に点在している。中央平坦地区は平坦地と七里岩台上に分かれ、平坦地は水田地帯が広がり、七里岩台上では新府地区を中心として、もも等の樹園地として利用されている。釜無川右岸地区は、水田地帯が広がっており、大草地区では桑園を樹園地（もも）に転換し利用している。また、西部の山麓地帯は傾斜のある畑が多く機械化等の条件に恵まれない農地が点在している。

このような状況の中、市内の中山間地域においては、担い手の不足による、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止と解消が課題となっている。また、果樹地帯・水田地帯では、担い手への農地利用の集積・集約化を進める取組を強化するために農地中間管理事業を活用し、地域の特性を活かした農業の推進と活力ある農村の構築をどのように推進するかが課題となっている。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、韮崎市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B / (A + B))
当 初 (平成 29 年 3 月)	1,730 ha	136 ha	7.3 %
現 状 (令和 2 年 3 月)	1,712 ha	154 ha	8.3 %
目 標 (令和 6 年 3 月)	1,688 ha	154 ha	8.4 %

注 1：現状の管内の農地面積は農林水産省の耕地及び作付面積統計を参照。

注 2：現状の遊休地面積は、農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査結果を参照。

注 3：遊休農地面積については、「山梨県耕作放棄地対策指針（平成 28 年 2 月）」に基づき算出。

注 4：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」では運動目標を、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B 分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、周囲の状況を考慮しつつ「非農地判断」について検討し、将来的に守るべき農地を明確化していく必要がある。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
当 初 (平成 29 年 3 月)	1,730 ha	171 ha	9.9 %
現 状 (令和 2 年 3 月)	1,712 ha	183 ha	10.7 %
目 標 (令和 6 年 3 月)	1,688 ha	210 ha	12.4 %

注 1：現状の管内の農地面積は農林水産省の耕地及び作付面積統計を参照。

注 2：現状の集積面積は、担い手及びその農地利用の実態に関する調査結果を参照。

注 3：「農林水産省・地域の活力創成プラン」の政策目標は、担い手への農地利用集積率は 80% を目標としている。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (内、主業 農家数)	担い手			
		認定 農業者	認定 新規就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団 体その他集 落営農組織
当 初 (平成 29 年 3 月)	1,187 戸 (130 戸)	68 経営体	5 経営体	51 経営体	1 団体
現 状 (令和 2 年 3 月)	1,187 戸 (130 戸)	74 経営体	21 経営体	39 経営体	1 団体
目 標 (令和 6 年 3 月)	950 戸 (130 戸)	85 経営体	40 経営体	39 経営体	3 団体

注 1：「総農家数（内、主業農家）2015 年農林業センサスの数値を記入。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農

地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織作り・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

○ 農家情報システムを活用し、基本構想水準到達可能者の管理を的確に実施し、担い手への集積を推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

○ 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て山梨県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
当 初 （平成 29 年 3 月）	3 人 （ 1.8 h a ）	1 法人 （ 0.5 h a ）
現 状 （令和 2 年 3 月）	2 人 （ 2.7 h a ）	0 法人 （ 0 h a ）
目 標 （令和 6 年 3 月）	5 人 （ 3.5 h a ）	2 法人 （ 1.0 h a ）

注 1：新規就農者（個人）については過去 3 年間の平均。

注 2：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○ 山梨県・全国農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、市内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談等を実施する。

- ② 企業参入の推進について
 - 担い手が充分確保できない地域では、企業も農業の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を行う。

- ③ 農業委員会のフォローアップ活動について
 - 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、サポートする役割を担う。